平成２４年（フ）第３１６号
群馬県高崎市菅谷町20番地266　ホワイトヴィレッジ高野Ｂ－３号
債務者　坂爪　　孝
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３０２号
岡山県笠岡市富岡142番地１　コンチェルト笠岡Ｄ105
債務者　伊木真紀子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１１８号
山形県長井市清水町１丁目９番33号
債務者　菅　　義秋
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１２２５号
福岡市南区野多目５丁目12番21―202号
債務者　山本　和広
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６１４号
福岡県春日市一の谷６丁目69番地　スカイタウン春日601号
債務者　清水　明美
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６９５号
福岡県春日市紅葉ヶ丘西１丁目２番地
債務者　清水　省吾
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７２７号
福岡市中央区大名１丁目４番24―605号
債務者　木下美由紀
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０８３号
福岡市東区奈多２丁目36番21―103号
債務者　阿部　保夫
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１１６号
福岡市中央区唐人町３丁目７番12号
債務者　池田　典子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１４３号
福岡県春日市須玖北３丁目107番地１ルート須玖Ⅰ・203号
債務者　岩永　正子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１５１号
福岡市南区鶴田１丁目７番36号
債務者　石貫　孝次
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１５２号
福岡市南区鶴田１丁目７番36号
債務者　石貫　律子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１６８号
福岡市早良区有田４丁目２番12棟301
債務者　高木　亜伊
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１９３号
福岡市中央区平尾１丁目11番18―1502号
債務者　柿本　梨沙
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２０２号
福岡県福津市東福間８丁目１番５―102号
債務者　角　美佐恵
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２０８号
福岡市博多区東那珂１丁目15番５―607号
債務者　中浦　忠人
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２３８号
福岡市城南区荒江団地35番503号
債務者　坪井　洋司
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２３９号
福岡市城南区荒江団地35番503号
債務者　坪井千鶴代
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部